6　配慮書について第二項又は前項の書面の提出があったときは、地方防衛局長等は、速やかに防衛大臣に当該書面を提出するものとする。

別表第一中「（第六条関係）」を「（第二十一条関係）」に、

環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○				

を

環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○				
	温室効果ガス等	二酸化炭素		○	○		

に改める。

別表第二中「（第八条関係）」を「（第二十三条関係）」に改め、同表建設工事に伴う副産物の項の次に次のように加える。

二酸化炭素	建設機械の稼働	調査すべき情報 建設機械、作業船、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 二　予測地域 対象飛行場事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域 三　予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報 建設機械、作業船、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 二　予測地域 対象飛行場事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域 三　予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期

別記様式中「（第一条関係）」を「（第十五条関係）」に、「防衛施設局」を「地方防衛局」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○防衛省令第五号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第八条の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　　防衛大臣　小野寺五典

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次のとおり」を「次の算式により時間帯補正等価騒音レベルを算定する方法」に改め、同項の算式を次のように改める。

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

第一条第二項各号を次のように改める。

一　$L_{AE,di}$　一日の間の自衛隊等（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する自衛隊等をいう。以下同じ。）の航空機の離陸、着陸等（法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを含む。以下同じ。）の実施により単発的に発生する騒音（以下「単発騒音」という。）のうち午前七時から午後七時までの間におけるi番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下同じ。）

二　$L_{AE,ej}$　単発騒音のうち午後七時から午後十時までの間におけるj番目のものの単発騒音暴露レベル

三　$L_{AE,nk}$　単発騒音のうち午前零時から午前七時まで及び午後十時から午後十二時までの間におけるk番目のものの単発騒音暴露レベル